

世田谷区烏山地域キャラクター「からびょん」デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、世田谷区烏山地域キャラクター「からびょん」デザイン使用取扱要綱(以下「要綱」という。)に基づき、使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(素材提供)

第2条 区は、申請者からの申請によりからびょんのデザインのデータを貸与するものとする。ただし、貸与するデータは、要綱の別図の記載のものに限る。

- 2 申請者は、からびょんのデザインの使用が終了したときには、直ちに貸与を受けたデータを返還または消去しなければならない。
- 3 申請者は、区に対して、使用期間が終了するまでの間、善良な管理者の注意を尽くしてデータを管理し、使用しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第3条 申請者は、からびょんデザインの使用につき、一物品等につき一ヶ所以上、あらかじめ区が示す使用許諾番号、以下著作権表示およびキャラクター名を付さなければならない。ただし使用形態上、表示が不可能の場合は、区と協議の上省略することができる。

著作権表示 : ©世田谷区

キャラクター名 : 烏山地域キャラクター「からびょん」

- 2 前項に規定する表示の方法については、区は、申請者に対して指示することができる。

(商品名称)

第4条 申請者は、からびょんのデザインを使用した物品等(以下「物品等」という。)の商品名に、「からびょん」という名称を付すことができる。ただし、消費者の誤解を産むような名称は付すことができない。

- 2 前項に規定する商品名称について、区は申請者に対して指示することができる。
- 3 第1項について使用する商品名称の使用については、申請者以外による使用を排除するものではない。

(監修)

第5条 申請者は、区に対し物品等の原稿、原画、版下、校正刷り、サンプル品等が完成したとき速やかにこれらを提出し、区の監修を受けるものとする。

- 2 前項の監修において、要綱、本要領に抵触すると判断する場合、区は申請者に対し、当該原稿等の修正または変更を求めることができる。

(完成品の提出)

第6条 申請者は、区の監修及び承諾を受けた後、区に対し物品等の完成品を提出する。ただし、使用形態上、提出が難しい場合は、区と協議のうえ、書面等で報告に代えることができる。

- 2 申請者は、前項に定める完成品提出および区による確認が終わるまで物品等の製造、配布、販売等を開始してはならない。

(告知)

第7条 申請者または申請者が指定する第三者は、物品等を告知する目的で、次の次号に定める様態において、当該物品等の画像を使用することができる。なお、当該物品等の画像とは、からびょんを含む物品等全体の画像や図版を言い、物品当を媒体としないからびょんや、物品等の部分として抽出されたからびょんは、これにあたらぬ。

- (1) チラシ、カタログ等の商品広告への使用。
- (2) 申請者が発行する広報誌、資料等への記載。
- (3) 新聞、テレビ等による報道および紹介や番組での露出。
- (4) 申請者の申し出により区が認める媒体での露出。

(権利の帰属)

第8条 要綱および本要領に定める使用許諾は、許諾された範囲での使用の他はからびょんデザインに関する何らの権利または権限を与えるものではない。

- 2 申請者または申請者が委託した第三者が、からびょんデザインの使用にあたって、区が事前に承認した上で、からびょんデザイン等の形状を変形し、その他改変を加えた結果、当該改変物またはその映像上のキャラクターが二次的著作物と認められる場合、当該二次的著作物に関わる著作権は区に帰属する。
- 3 申請者は、からびょんのデザイン使用にあたって、著作権登録、商標登録、意匠登録等の出願をしてはならない。

(管理責任)

第9条 申請者は申請者の責任により物品等の制作、製造、配布、販売、管理等を行わなければならない。

- 2 申請者は、申請者により委託を受けた第三者が物品等の制作、製造、配布、販売、管理等を行う場合においても、前項の責任を免れない。
- 3 物品等(製造物責任法に基づく責任範囲を含み、これに限らない。)により、第三者の生命、身体または物品等に損害を負わせた場合、使用者の責任において適切な対処をしなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則